

令和6年度第1回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和6年4月12日(金)
午後 14時00分～14時45分
場所 沖縄県庁6階第2特別会議室

出席者

委員 13名

(会場参加)

赤嶺 博之 委員	池田 博 委員	上原 亀一 委員
山内 得信 委員	新立 弘子 委員	藤田 喜久 委員
天方 徹 委員	城間 恒浩 委員	

(Web参加)

大城 和夫 委員	当真 聡 委員	八前 隆一 委員
大谷 健太郎 委員	山川 彩子 委員	

(事務局職員) 3名

井上 顕 (事務局長)	松崎 遣大 (書記)
高江洲 尚司 (書記)	

(水産課課長)

七條 裕蔵

(水産海洋技術センター)

秋田 雄一

○事務局(井上) 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、委員会を始めさせていただきます。

まず、まず資料の確認です。本日の資料は、議事次第、議案書、委員会指示集の合計3種類でございます。

ウェブ参加の委員の皆様は、委員会指示集につきましては、後日郵送させていただきます。配付が遅れ申し訳ございません。その他の書類について不足がありましたらお申しつけください。

（「2部だよ、次第と議案書セットだから」という声あり）

○事務局（井上） ああ、そうですね、すみません。

すみません、議事次第と議案書のほうについてはセットになりますので、ご確認ください。申し訳ございません。

それといつもの約束事です。携帯をお持ちの方は、マナーモードの設定をお願いします。

ご発言の際には、挙手の上、議長の指名を受けた後にお願いします。

途中退席される際には、挙手の上、議長の許可の下、退席されてください。

本日は、ウェブ併用の会議となっております。会場にお越しの方は専用のマイクがありますので、スイッチをオンにしてから発言をお願いします。

また、ウェブ参加の方は、発言される際にマイクをオン、それ以外ではオフをお願いします。カメラは原則としてオンにしてください。

それから、会議の資料については、通信速度の関係もあり、画面共有しないよう進めてきましたが、ご意見がありますでしょうか。不都合がある方があれば、画面共有して進行していきたいと思います。なければ画面共有しないで進行したいと思います。

本日は、令和6年度最初の海区漁業調整委員会となっております。

人事異動により、事務局の職員も変わっておりますので、最初に事務局の職員の紹介をいたします。

まず、水産課の課長のほうが平安名から七條のほうに代わりましたので、課長のほうからご挨拶をさせてもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

○水産課課長（七條） 会場にお越しの皆様、それからウェブ参加でいただいている皆様、お忙しい中、参加いただき、本当にありがとうございます。

私は、3月まで糸満市喜屋武にあります水産海洋技術センターの所長をしておりました。4月から水産課長となりました七條と申します。どうぞよろしくをお願いします。

7年前まで私は井上の前任の前任ということで、海区とお付き合いさせていただきました。皆様、海区のほう引き続きよろしくをお願いします。

失礼します。

○事務局（井上） 七條課長、ありがとうございました。

また、担当事務局が代わりまして、事務局長は引き続き井上のほうがさせていただきますが、前回秋田のほうがやられた業務について、米丸

と松崎のほうを担当いたします。今日、米丸のほうは欠席しております、松崎のほうから一言いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局（松崎） 皆様、ただいまご紹介に預かりました事務局副担当をさせていただきます松崎と申します。

この4月から水産課のほうに異動してまいりまして、その前は水産海洋技術センターの資源管理の業務を担当させていただいておりました。まだまだ不慣れなところもございますが、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

○事務局（井上） はい、それでは、1年間皆さんよろしくお願いいたします。

では、ただいまより令和6年度第1回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に入る前に、本日の出席状況を確認させていただきます。

本日の出席状況ですが、15名中13人にご出席いただいております。

会場には、上原会長、赤嶺委員、池田委員、山内委員、新立委員、藤田委員、天方委員、城間委員の8名にお越しいただいております。

ウェブでは、大城委員、当真委員、八前委員、大谷委員、山川委員の5名にご参加いただいておりますので、委員定数15名に対して13名のご出席があり、本日の委員会は成立しております。

それでは、本委員会の議事の進行につきましては、運営等規程第6条により、上原会長に以後の会議の進行をお願いいたします。

上原会長、よろしくお願いいたします。

○上原議長 皆さん、こんにちは。

これより、令和6年度第1回沖縄海区漁業調整委員会の議案審議に入りたいと思っております。

先ほど事務局の体制も刷新をされたということで、引き続きよろしくお願いいたします。

また、委員の皆様には今年1年、また円滑な議事運営にご協力いただきたいをお願いを申し上げますので、よろしくお願いいたします。

本日の議案につきましては、4議案提案をされておりました、ご審議をお願いいたします。

審議に先立ちまして、本日の議事録署名人につきましては、会場参加から赤嶺委員とウェブ参加の大谷委員のお二方をお願いをいたしますので、よろしくお願いいたします。

〔第1号議案 ウミガメの採捕承認申請について〕

○上原議長 それでは、早速ですが、第1号議案 ウミガメの採捕承認申請についてを提案いたします。

事務局より説明をしてください。

○事務局（松崎） それでは、事務局からご説明いたします。

第1号議案は、ウミガメの採捕承認申請についてとなっております。今回は承認内容の変更申請が3件と新規の採捕承認申請が1件ございますので、審議をお願いいたします。

審議に係る委員会指示につきましては、議案書1ページ目の枠内に一部抜粋したものを記載しておりますので、こちらのご確認をお願いいたします。

では、ご説明に移ります。

議案書の2ページをお開きください。

こちらは、今回申請があった4団体の申請内容の一覧となっております。全て調査研究が目的となっております。

それでは、上の案件から順にご説明いたします。

まず1件目は、新規の採捕承認申請になりまして、琉球大学のライマ一准教授から申請が上がってきております。

申請の目的は、ウミガメに発生する疾病の研究を目的として、読谷村漁協の定置網で漁獲された個体及び死亡漂着した個体から外皮の一部を採取するものとなっております。

では、ページを1枚めくっていただきまして、議案書3ページから4ページに承認書の案を掲載しております。事務局といたしましては、承認の方向で調整をさせていただきたいと考えております。

では、申請内容について説明をいたします。

まず、4ページのウミガメ採捕承認申請書をご覧ください。

まず、今回申請が上がっている申請個体数は、アオウミガメが20頭、アカウミガメとタイマイがそれぞれ5頭となっております。

採取区域につきましては、沖縄県全域、期間は承認から1年間としております。

調査内容の申請につきましては、ページめくっていただきまして、5ページから7ページに申請者から提出されている実施計画書を掲載しておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

では、続けて2件目の説明に移ります。

議案書の8から9ページをご覧ください。

2件目は、水産技術研究所からの承認内容の変更申請となっております。

して、変更内容は採捕方法と申請個体数となっております。

8ページの案のとおり、事務局といたしましては承認の方向で調整したいと考えております。

では、申請内容についてご説明いたしますので、議案書10ページの採捕承認内容変更申請書をご覧ください。

まず、変更理由は、調査海域に生息するウミガメ個体数が予想を大きく上回っていたことから、より多くの個体を効率的に採捕する必要が生じたためとしております。

採捕方法の変更点につきましては、現在の承認では刺し網によって一時捕獲としておりましたが、今回の変更申請では、ギャフを甲羅や前肢に引っかけて船上に引き上げた後に、測定、標識、発信機の装着を行った後に放流するとしております。

また、採捕に使用する船舶につきましては、現在承認している総トン数2トンからより小型で小回りが利く0.9トンに変更するとの申請となっております。

次に、採捕個体数につきましては、現在の承認がアオウミガメ200頭以内となっておりますが、こちらを400頭以内に増数するという申請となっております。

では、続けて3件目の説明に移ります。

11ページから12ページをご覧ください。

こちらは、一般社団法人沖縄沿海保全同友会から、作業従事者の増加に伴う変更申請が上がってきているものとなっております、こちらの承認証案のとおり承認の方向で調整したいと考えております。

従事者の具体的な変更内容につきましては、12ページに申請者の一覧がございますので、こちらからご確認をいただきますようお願いいたします。

最後に、4件目になります。

14ページから15ページに、採捕承認証案の記載がございます。

こちらは、沖縄美ら島財団からの採捕頭数の変更申請となっております、こちら案のとおり承認の方向で調整したいと考えております。

変更内容につきましては、16ページの申請書をご確認ください。

今回の申請内容につきましては、採捕頭数を現在のアオウミガメ12頭、アカウミガメ10頭、タイマイ10頭をそれぞれ80頭、20頭、20頭に増数するものとなっております。

申請の理由といたしましては、申請者が当初死亡個体が採捕申請数には該当していないと認識しており、申請頭数が著しく少なかったため、

今回増数を依頼されているということで伺っております。

事務局からの説明は以上となります。委員の皆様ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○上原議長 ただいま第1号議案 ウミガメの採捕承認申請について、4件の提案説明がございました。本件について、委員の皆様から何かご意見、ご質問等ありましたらお願いをしたいと思います。

特にご質問等ないようでございますので、お諮りをしたいと思います。

第1号議案 ウミガメの採捕承認申請について、4件承認証案を含めて提案のとおり承認をするということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声多数)

○上原議長 ご異議ございませんので、第1号議案については提案のとおり承認することといたします。

[第2号議案 浮魚礁の敷設承認申請について]

○上原議長 次に、第2号議案 浮魚礁の敷設承認申請についてを提案します。

事務局より説明をしてください。

○事務局(松崎) それでは、事務局から説明させていただきます。

まず、議案書の17ページをお開きください。

今回は、今帰仁漁協さんから年度の更新に伴う再敷設承認申請が1基分、港川漁協さんから昨年度末に再敷設したものの事後承認申請が1基分来ておりますので、審議をお願いいたします。

敷設に関する指示につきましては、17ページの枠内に該当箇所を抜粋して記載しております。

また、今回の事案に特に関わる箇所につきましては、下線を引いてお示ししておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

それでは、審議に当たりまして、本日時点の浮魚礁の承認基数の一覧を19ページと20ページにそれぞれまとめておりますので、ご確認をいただきますようお願いいたします。

それでは、今回の承認の流れについて1件ずつご説明をさせていただきます。

ページが前後して大変恐縮ではございますが、18ページのフロー図をご覧ください。

では、まず、今帰仁漁協さんの年度の更新に伴う再承認についてご説明させていただきます。

当件は、こちらのフロー図の最上部、黄色い四角の左から2つ目の再

承認に該当する承認申請となります。こちらにつきましては、敷設位置が協議位置から2分以上離れていなければ、協議書不要の最再承認申請が可能という定義になっております。

今回、今帰仁漁協さんが敷設をしました位置及び協議された位置につきましては、協議書21ページの表の下の段にまとめられております。こちらのとおり、2分以上離れていないことを確認しております。

今帰仁漁協さんから提出された申請書及び承認証案は、22ページに掲載しております。

また、今帰仁漁協さんから提出されている添付資料を23ページに掲載しておりますので、こちらもご確認をお願いいたします。

では、次に、港川漁協さんの再敷設後の事後承認申請手続についてご説明いたします。

再度ページ戻りまして、18ページのフロー図をご覧ください。

今回の港川漁協さんの申請につきましては、黄色い四角、一番左側の敷設承認のうち、流出による再敷設に該当するものとなっております。

今回は、令和5年11月から令和6年3月の間に流出した浮魚礁の再敷設となっております。既に敷設が完了しておりますので、協議書不要の事後承認に該当する案件となっております。

こちらの案に関する書類といたしましては、24ページに港川漁協さんから提出されている申請書と本申請の承認証案を掲載しております。

また、25から26ページに、港川漁協さんから申請された際の添付資料等を掲載しておりますので、こちらも合わせてご確認をお願いいたします。

事務局からの説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○上原議長 ただいま第2号議案 浮魚礁の敷設承認申請について、2件分の説明がございました。

本件について何かご質問、ご意見ございましたらお願いをします。

特にないというご発言もございますので、第2号議案についてお諮りをしたいと思います。

第2号議案 浮魚礁の敷設承認申請について、2漁協分案ですが、事務局提案のとおり承認をするということによろしいでしょうか。

(「はい」という声多数)

○上原議長 ご異議ございませんので、第2号議案については提案のとおり承認をすることといたします。

【第3号議案 ソデイカの採捕禁止期間に係る試験研究の適用除外について】

○上原議長 次に、第3号議案 ソデイカの採捕禁止期間に係る試験研究の適用除外についてを提案をいたします。事務局より説明をしてください。

○事務局（松崎） それでは、事務局からご説明させていただきます。

本議案は、沖縄県水産海洋技術センターが漁業調査船凶南丸を使用し行う調査になるんですけれども、こちらが委員会指示5第7号に定められたソデイカの禁漁期間における試験研究等の適用除外に該当しているかどうかをご審議いただくものとなっております。

当議案に該当する指示を議案書30ページ、枠内に記載をしております。特に適用除外に該当する箇所につきましては、下線で示しておりますので、ご確認をお願いいたします。

承認する場合の採捕承認証案を31から32ページに掲載しております。

また、水産海洋技術センターから提出された申請書類につきましては、33ページから37ページに掲載をしております。

それでは、今回の調査の目的や内容について、水産海洋技術センターの秋田主任技師から説明をいただきたいと思っております。

秋田主任技師、説明よろしくをお願いいたします。

○水産海洋技術センター（秋田） こんにちは。昨年度は事務局でお世話になりました水産海洋技術センターの秋田です。

私、今、普及班のほうにいますんですが、今回の試験研究計画については、研究班のほうで新しくつくりました沖縄県の凶南丸を使って調査を行うものです。

今回、申請を上げたのは、ソデイカの漁期以外の禁漁期間中にネットを使ったプランクトン、小さな生き物を取る調査の中で、ソデイカの子供も取れてしまう可能性があるということで、委員会指示の適用除外を受けたく申請させていただいたところです。

調査の目的としては、実施計画書、34ページのほうをまず御覧ください。

1、タイトル、沖縄沖合漁場における海洋環境及び中深層性生物調査ということで、内容なんですけど、少し読み上げさせていただきます。

本県沖合海域において、漁業調査船凶南丸により、マグロやソデイカ等の外洋性漁獲対象種の漁場形成に関係すると考えられる、中規模等の海洋構造、餌生物（中深層性生物）の分布、深海音波散乱層（DSL）の分布等を調査し、漁獲データとの関係解析による漁場予測技術開発を

行うとともに、ソデイカの初期生態を解明し、資源管理の高度化を図ることを目的とする。

本調査は、令和6年1月に竣工した新しい漁業調査船と新たに設備される中層トロールネット（LCネット）を用いた、沖縄海域では初めてとなる中深層性生物の本格的な採集調査である。事業期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日を予定しているということで、ちょっと内容が分かりにくい部分もありますので、概要をかいつまんで説明させていただきますと、先ほど申し上げたDSLというのは、カラーの図を見てくださいたいんですが、37ページ、38ページをお開きください。

38ページのほうですね、右下にイメージ図とあるんですけども、左上の青く緑と赤で書いた、プロットされた図なんですけれども、魚探の反応が見られる特定の深さで魚探に反応があるような水深帯がありまして、そこにソデイカだったりマグロだったりの餌になるような、深いところに生息する生き物が多く分布する層というのがあります。

水温が変化する環境だったり、そういったところに深いところに生き物がたまりやすいので、そういった水深帯の生き物が多いところをDSLと呼んでいるんですけども、これの多く発生するような水深だったり海域、それから物理環境ですね、海洋環境、今海況案内人なんかでもご案内しているような、④番のこの図にあるんですけども、海面高度だったり、海水温だったり、海流だったり、そういった物理環境とこの生き物が多くいるかどうかというような態様を調べます。

それによって、今物理環境の予測とか予報については、天気予報みたいな形で海況予報というのをやっているんですけども、それと組み合わせることでこういった環境には生き物が多い。だから、漁場が形成されるだろうと。今の漁海況予測の精度の向上を図ったり、より漁業の操業効率を上げるための研究を行う計画となっています。

それでこのDSLでどんな生き物がいるかというのをネットを引いて確認をするんですけども、その中でソデイカの子供も取れてくる可能性があります。

今回、ソデイカの子供を取るのをターゲットにしているのは、このDSLの調査以外にも、昨今この委員会でもソデイカに関しては議論をいただいているところなんですけども、ソデイカの子供というのはすごく小さくて、1ミリ、2ミリとか、イカの子供なんですけども、すごく小さくてプラクトン生活を送る時期があるんですけども、そういった時期の子供が多いか少ないかといった情報を蓄積することで、その年のソデイカがたくさん取れそうかどうかといった、その年の漁海況予測にも活用でき

る可能性がありますので、そういったソデイカの子供のモニタリングも目的の一つとしております。

簡単に説明しますと、このような調査内容となっております、関係する調査機関としては、沖縄県の研究班以外にも、OISTであったり、琉球大学、それから産総研のほうにも一部業務を委託したりして進めていく事業となっております。

事業としては、令和6年度、本年度から3年間で年間500万円、3年間で1,500万円の事業予算規模を想定しております。

こちらからの説明は以上となります。ありがとうございました。

○上原議長 ただいま第3号議案について説明がございました。

この件について何かご意見、ご質問等がありましたらお願いをいたします。

特に御発言等もないようですので、これ大変いいことですので反対はないと思いますが、お諮りをしたいと思います。

第3号議案 ソデイカの採捕禁止期間に係る試験研究の適用除外について、提案のとおり承認をするということによろしいでしょうか。

(「はい」という声多数)

○上原議長 ご異議ございませんので、第3号議案については提案のとおり承認をすることといたします。

[第4号議案 知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案について]

○上原議長 次に、第4号議案 知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案についてを提案します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（松崎） それでは、事務局からご説明いたします。

議案書の39ページにをお開きください。

では、当議案についてなんですけれども、水産漁業管理班の高江洲主任から説明をさせていただきたいと思っております。

高江洲主任、よろしく申し上げます。

○事務局（高江洲） 水産課で漁船登録だったり、許認可関係を担当しています高江洲と申します。よろしく申し上げます。

まず、議案のほうに説明する前に、配付資料の一部訂正をすみませんがよろしく申し上げます。

45ページをお開きください。

45ページから48ページにかけて、見出しとして1のかつお一本釣漁業から5の追込網漁業に至るまで、(1)から(3)でいろいろと説明して

いるんですけれども、その中の（２）、許可又は起業の認可を申請すべき期間として、１のかつお一本釣漁業から５の追込網漁業まで、全て令和６年４月１５日から令和６年５月１５日と記載してしまっておりますが、こちら誤りで、１から５まで全て（２）のほうは、令和６年５月１５日から令和６年１１月３０日までとなっておりますので、１から５まで修正をお願いいたします。よろしく申し上げます。

では、修正がこちら、事務局から第４号議案について説明のほうさせていただきます。

議案書の３９ページをお開きください。

沖縄県漁業調整規則第４条第１項に掲げる漁業に関し、下記の者に係る許可の手続を行うため、漁業法第５８条において準用する第４２条及び規則第１１条の規定に基づき、許可に係る制限措置及び申請すべき期間を定めて、公示する必要があります。

当該公示に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について、規則第１１条第３項の規定に基づき、沖縄県知事より当委員会に意見が求められておりますので、ご審議願います。

その次のページ、４０ページをお開きください。

こちらが、沖縄県知事より当委員会へ提出されている諮問となります。ご確認ください。

本議案については、定期的にお諮りさせていただいている内容になりますので、一部省略しながら簡単に説明をさせていただきます。

まず、４１ページの概要をご確認ください。

１、新規の許可の公示について説明します。

沖縄県漁業調整規則の規定により、知事許可漁業について新規の許可を行う場合、その許可に係る制限措置及び申請すべき期間を定めて公示する必要があります。

今回、以下の者に係る許可の手続を行うため、当該漁業の許可に係る制限措置及び申請すべき期間を定めて公示します。

その公示内容は、記載のとおりを予定しております。

１つ目、許可等をすべき数を管理する漁業として、潜水器・さんご漁業、こちらが令和６年５月３１日に有効期間満了を迎える者、または新規許可を要望する者、次に、まぐろはえ縄漁業、こちらは新規の許可を要望する者。以上の対象者について、公示案１で記載をしております。

次に、②許可等をすべき数を制限しない漁業として、こちらはかつお一本釣・底魚一本釣・小型定置網・敷網・追込網漁業のほうを、令和６年６月１日以降に新規の許可を受ける者を対象に公示案２にて記載して

おります。

次、2、許可をすべき漁業者の数について説明します。

先ほどの条件は、公示に先立って沖縄県漁業調整規則に基づく漁業許可等の取扱方針第6の規定に基づき、許可の更新及び新規の要望について確認を行いました。

その結果、その他の事情を踏まえた上で許可すべき漁業者の数等を整理いたしました。こちら詳しくは後ほど別添資料のほうで説明をいたします。

次、3、制限措置の内容ですけれども、規則第11条第1項に掲げる下記(1)から(5)の内容及び申請すべき期間を漁業種類ごとに定めています。詳細は公示案1、2のとおりになっております。

では、公示案の説明です。42ページをご確認ください。

こちらが公示(案1)となっております。

まぐろはえ縄漁業、さんご漁業、潜水器漁業に関する公示になっております。公示の内訳については、こちら後ほど別添資料にて説明させていただきます。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和6年4月15日から令和6年5月15日を予定しております。

次、公示(案2)を説明いたします。

45ページをご確認ください。

こちらは、漁業許可数を制限しない漁業の取扱いになっております。

1番目、かつお一本釣漁業、2番目、底魚一本釣漁業に関しましては、対船許可となっておりますので、許可の有効期間が5年、3つ目の小型定置網漁業、4つ目の敷網漁業、5つ目の追込網漁業については、対人許可となっておりますので、許可の有効期間が3年となっております。

いずれも許可又は起業の認可を申請すべき期間につきましては、先ほど修正していただいたとおり、令和6年5月15日から令和6年11月30日までを設定しております。

公示(案)については、以上で説明を終わります。

続きまして、別添の資料の説明のほうに移りますので、53ページから別添資料のほうに掲載されております。53ページのほう、目次のほうの5番の許可等をすべき数を管理する漁業の許可に係る新規及び更新の要望数について説明いたしますので、59ページをまずお開きください。

こちらは、許可等すべき数を管理する漁業の許可に係る新規及び更新の要望数ですね。

まず、59ページにて、まぐろはえ縄漁業、さんご漁業ですね、深海サ

ソフとソフトコーラル、それぞれですけれども、そちらについて説明します。

1番目のまぐろはえ縄漁業については、今回新たに新規の要望数は3件となっておりますので、それを踏まえて公示の予定数を3件としております。

次、2つ目のさんご漁業、こちらは深海サンゴ漁業のほうでは、更新対象者数が2件でしたが、今回要望調査で更新見込みの方が1件のみとなっておりますので、公示数は1件で、増減のほうはマイナス1件という予定となっております。

そして次に、ソフトコーラル漁業についてですけれども、更新対象者数が12件、更新見込数が10件、新規の要望が1件、合計11件となっております。増減見込みはマイナス1件となっております。

次に、潜水器漁業許可の要望数を説明します。

ページ前後して申し訳ないですけれども、前のページの58ページを確認をお願いします。

こちらのほうに、各共同漁業権に対しての公示の件数のほう記載しております。簡単に下のほうの合計だけ説明をさせていただきますと、現在の潜水器漁業の総許可数の合計が1,610件なんですけれども、今回の更新の対象者のほうが315件、それに対して更新の見込みの数が267件で、新規の要望については41件ということなので、267足す41のほうですね、今回の公示の予定数は308件となっております。増減見込はマイナス7件となっております。

次に、60ページをご確認ください。

こちらは、許可等をすべき数を制限しない漁業の許可の発行数ですけれども、かつお一本釣のほうは20件、底魚一本釣が379件、小型定置網が62件、敷網が14件、追込網が103件、以上、こちらが許可等をすべき数を制限しない漁業の許可について、現在発行されている許可の数となっております。

すみません、最後に、議案書のほうもう一度見ていただいて、52ページのほう確認をお願いいたします。

すみません、こちら諮問に対する答申案のほうも作成しておりますので、今回の諮問に合わせてこちらのほうで問題ないかご審議のほうもよろしくをお願いいたします。

以上で、こちらからの諮問の説明でした。

○上原議長 ただいま第4号議案について説明が終わりました。

本件について何かご意見、ご質問がありましたらお願いをいたします。

特にご質問等ないようでございますので、お諮りをしたいと思えます。

第4号議案 知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案について、答申案も含めて事務局提案のとおりご承認するという事によろしいでしょうか。

(「はい」という声多数)

○上原議長 ありがとうございます。

ご異議ないようでございますので、第4号議案については提案のとおり承認することといたします。

〔報告事項1 簡易な報告事項〕

○上原議長 次に、報告事項等について、事務局のほうからお願いをいたします。

○水産海洋技術センター（秋田） 報告事項について、私のほうから説明させていただきます。

前回の海区委員会のほうで、まず池田委員から八重山漁協さんのほうで敷設しているパヤオのアンカーの敷設方法についてご質問がありましたので、八重山漁協の事務局のほうに確認してみました。

すみません、ちょっと写真がモノクロになってしまっているんですが、参考に資料を提供いただきまして、丸尾建設さんという建設会社が持っているこういった台船、クレーンが乗っている台船を使って敷設されているということで、結構費用がかかっているそうです。1回150万円ぐらいかかるということで、こういった台船があるので6トンのアンカーでも敷設できるということでした。

それから、前回の第2号議案で、名護市の第1ブロック加入資格審査の確認について山内委員からご質問いただきまして、名護漁協については、これまでもパヤオの敷設をやっているんですけども、名護市の補助を受けていると思われるんですが、なぜこれまで名護市は第1ブロックに加入してこなかったのかという質問でした。

この件についても、漁協さんのほうに確認したところ、これまで名護漁協のほうでは、主に離島再生支援事業を活用してパヤオを設置していたので、今回、名護市が独自の事業でパヤオの敷設を行うため加入する必要が出てきて、今回資格の審査をしていただいたということになります。

もう一点、報告事項の中で奄美海区との意見交換について、山内委員のほうから操業の解禁日ではなくて出港の解禁日、よーいどんの解禁日を制定するような指示は発動できないのかという質問をいただきました。

委員会指示の適用範囲については、これまでも説明させていただいたんですが、あくまでも海区にかかっている指示で、出港日は12月1日と設定したとしても、出港日で縛れるのは、あくまでも沖縄海区におけるソデイカの旗流し漁業の操業ということで、また、漁船の規模によって漁場までの距離等も異なってくると思われます。

例えば小さい船でしたらそんなに遠くは行かないですし、大きい船だと遠くまで行きますので、海況や漁況に応じて出港のタイミングをおのおの判断していらっしゃると思われるので、解禁日の数日前から出港するというのが現状ですので、一般的には漁期はじめ単価がよいことから、海区が操業開始を遅らせるという縛りについては、漁業者側の理解が得にくいと思われますので、このような解禁日の指定というのは現実的ではないという判断になりました。

以上です。

○上原議長 ただいま報告事項について、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思ひますが。

池田委員、どうぞ。

○池田委員 ありがとうございます。

これ、6トンのブロックを当初は何かタグボードで設置しているというふうな話も聞いたもんですから、タグボートでやる、こういったクレーンもついている、どのようにして設置しているのかなと思ひて、参考のために聞いたところでありますけれども、このようにクレーンでやる場合に、テンコウカンというものが上についていて、ある程度水面に入るとぱっと外れるような形になっているんですね。

ですから、そういった設備を伴う台船というのは、結構費用がかかるという面もあって、なかなか全く漁協で扱い切れない部分があるもんですから、そのためにちょっと参考までということで質問させていただきました。ありがとうございます。

○上原議長 ほかにござひますか。

特にないようでござひますので、本日の委員会の審議事項はこれで終了させていただきたいと思ひます。

最後に、附帯決議案を読み上げさせていただきます。

附帯決議、本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については、事務局に一任するというこゝで附帯決議よろしいでしょうか。

(「はい」という声多数)

○上原議長 ありがとうございます。

附帯決議についても承認することといたします。

それでは、進行を事務局に移したいと思えます。委員の皆様のご協力大変ありがとうございました。

○事務局（井上） 上原会長、ありがとうございます。

次回の海区は5月10日金曜日、14時からの予定です。会場は、今日と一緒に県庁6階第2特別会議室を予定しております。

また、年度が変わりまして、新しくスタッフも代わっております。不慣れな点、今日もちょっとメールのほう、議案のほう直前で差し替えさせてもらいましたので、ウェブの参加の方はちょっとお手間を取らせて大変申し訳ございません。以後、気をつけながら議会を運営していきたいと思えます。

また、1年間よろしくお願いいたします。今日はありがとうございました。

○上原議長 皆さん、ありがとうございました。

○水産海洋技術センター（秋田） すみません、ちょっと補足を忘れていたんですが、本日配らせていただきました委員会指示のポスターのチラシですね、昨年ご審議いただきましたあかじん、まくぶ委員会指示更新して、内容は変わらないんですけども、前回のポスター、指示の期間が令和5年度までで終わりで切られていたので、それを貼り続けるともう委員会指示は有効じゃないんだと誤解される方がいては困るといふことで新しく作り直しましたので、県の包括連携協定といって、コンビニでチラシを配布できる協定を県のほう結んでいたしまして、それを利用させていただくことが今回できましたので、県内全てのファミリーマートとセブンイレブンにチラシを置かしていただくことができることになりました。

なので、これからちょっとチラシを持っていくところなんですけれども、より多くの皆さんの目に止まるように指示を注視していきたいと考えておりますので、またよろしくお願ひします。ありがとうございます。

○赤嶺委員 お疲れさまでした。これ、個人的にはファミリーマートとか、そういったところへお願ひしてもいいんですか。

○水産海洋技術センター（秋田） いえ、県が協定を結んでいるんです。毎月抽選があつて、それで当たると持ち込みができる。

○赤嶺委員 地域の公民館とか、ああいったところもこれで……

○水産海洋技術センター（秋田） 公民館は協定に入っていないくて、個別にお願いになります。

○赤嶺委員 ありがとうございます。